**平成２８年（フ）第５６号**
神奈川県逗子市久木３丁目16番27号　クイーンアカデミーヒル103
債務者　長野　　隆
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第２２０号**
神奈川県厚木市温水2043番地２　ヒルトップ緑ヶ丘304、前住所神奈川県秦野市曽屋366番地の２　グロースベルクⅡ　103号
債務者　平山　正彦
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２５６号**
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷3172番地
債務者　高橋　雅也
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２７４号**
神奈川県厚木市三田2822番地１
債務者　小澤　哲雄
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第６０号**
神奈川県三浦市南下浦町金田1037番地
債務者　曽根　　誠
成年後見人　手島　俊彦
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第２１７号**
神奈川県秦野市室町８番８号　メロンハイツ高橋　８号
債務者　嵯峨美佐子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２７６号**
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番６―101号
債務者　横光　恭子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３２５号**
名古屋市北区辻町５丁目63番地
債務者　平山　　章
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７７号**
北海道旭川市２条通20丁目378番地の１　サニーハイツ220　801号
債務者　山根　　勉（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０３号**
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目３番11号
債務者　小松　順子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０６号**
北海道旭川市神楽２条11丁目２番18号　ロンシャン神楽203号室
債務者　南雲　泰三
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０８号**
北海道旭川市北門町16丁目2158番地の26
債務者　菅原　宏之
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３７５号**
東京都町田市成瀬が丘３丁目1741番地フォレストヒルズW―103
債務者　石原　　希
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第４６１号**
東京都町田市真光寺町187番地５メゾンドファミール203
債務者　竹下　守人
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第４６５号**
東京都東村山市本町４丁目16番地本町アパート18―206
債務者　山谷　純子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第２１３号**
栃木県さくら市穂積1220番地３
債務者　五味渕　晃
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係